

【改 正 後】

JAバンクカードローン融資約款

本約款は、令和2年4月1日以降に、当組合（以下、「組合」という。）が提供するJAバンクカードローン（JAカードローン、JAワイドカードローン、教育ローン（カード型）を言います。）を借り入れる借主とのJAバンクカードローン当座貸越約定書兼債務保証委託証書（以下、「カードローン契約書」という。）に基づくカードローン（約定返済型）取引（以下、「カードローン取引」という。）に適用されます。

J A バンクカードローンを借り入れた場合、本約款に同意したものとみなされます。JAバンクカードローンの借り入れに先立ち、本約款を確認のうえ、本約款の内容に同意できない場合は、JAバンクカードローンを借り入れることができません。

本約款は、民法に定める定型約款に該当します。組合は、本約款の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。

また、本約款を変更するときは、変更後の本約款の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第1条（取引方法）

- 1 カードローン取引は組合の本支店（所）のうちいずれかの1か店のみで開設できるものとします。
- 2 カードローン取引による当座貸越は、この取引のために開設されたカードローン専用口座およびJAカードローンカード（以下「ローンカード」という。）の使用による貸越とし、小切手・手形の振出あるいは引受、公共料金等の自動支払は行わないものとします。
- 3 カードローン取引による貸越金の返済は、第5条、第6条および第7条に定めるとおりとします。

第2条（貸越極度額）

- 1 貸越極度額は、カードローン契約書の借入要項（以下、「借入要項」という。）の借入極度額とします。なお、組合がやむを得ないものと認めてこの極度額を超えて貸出を行った場合にもカードローン契約書および本約款の各条項が適用されるものとし、借主は、組合から請求があったときは借入極度額を超える金額を直ちに返済するものとします。
- 2 組合は前項にかかわらず、カードローン取引の貸越極度額を変更できるものとします。この場合、組合は変更後の貸越極度額および変更日等必要な事項を借主あてに通知するものとします。

第3条（取引期限）

- 1 カードローン取引の当座貸越の取引期限は、借入要項に定める日（組合の信用事業の休業日の場合はその日の翌営業日）とします。ただし、取引期限までに借主または組合の一方から期限を延長しない旨の申出がない場合には、さらに借入要項の取引期限の延長に定める期間が延長されるものとし、以降も同様とします。
- 2 期限までに当事者の一方から期限の延長しない旨の申出がなされた場合は次によることとします。
 - ① 借主は、ローンカードを組合に返却します。
 - ② 借主は、期限の翌日以降ローンカードを使用した当座貸越はうけません。
 - ③ 貸越元利金はカードローン契約書および本約款の各条項に従い弁済し、貸越元利金が完済された日にこの契約は当然解約されるものとします。
 - ④ 期限に貸越元利金がない場合は、期限の翌日にこの契約は当然に解約されるものとします。

第4条（貸越金利息等）

- 1 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、借入要項に定める約定返済日（組合の信用事業の休業日の場合はその日の翌営業日とします。）に組合が定める所定の利率・方法により計算し、貸越元金に組み入れるものとします。また、教育ローン（カード型）の場合は、貸越元金に組み入れず、約定返済日に利息を支払うものとします。
- 2 利息の計算は平年・うるう年に関係なく次の算式により行うものとします。
毎日の貸越最終残高の合計額×利率÷365
- 3 貸越金の利息計算における所定の利率は、金融情勢、金利状況等を勘案し組合が定めたものを適用します。また、金利を変更した場合には、店頭表示、インターネットその他相当の方法で掲示するものとします。変更日以降は、変更内容によりこの契約を履行します。なお、カードローン契約書において取引期限の延長終期としている「上限年齢（満年齢）到達日以降に最初に到来する取引期限」以降は、同取引期限時点の利率を完済時まで適用します。ただし、第3条第2項により組合が上限年

齢到来前に取引期限延長を停止した場合は、取引期限以降、同取引期限時点の利率を完済時まで適用します。

4 組合に対する債務を履行しなかった場合には、借入要項に定める元利金等の遅延損害金および組合の定める督促手数料を支払います。

5 組合が一般に適用する所定の利率に比して借主に対し優遇の取扱いをされた場合には、組合はいつでもその優遇の取扱いを中止することができるものとします。

第5条～第21条（省略）

以上

（令和8年4月1日現在）

【改 正 前】

J A バンクカードローン融資約款

本約款は、令和2年4月1日以降に、当組合（以下、「組合」という。）が提供するJ A バンクカードローン（J A カードローン、J A ワイドカードローン、教育ローン（カード型）を言います。）を借り入れる借主とのJ A バンクカードローン当座貸越約定書兼債務保証委託証書（以下、「カードローン契約書」という。）に基づくカードローン（約定返済型）取引（以下、「カードローン取引」という。）に適用されます。

J A バンクカードローンを借り入れた場合、本約款に同意したものとみなされます。J A バンクカードローンの借り入れに先立ち、本約款を確認のうえ、本約款の内容に同意できない場合は、J A バンクカードローンを借り入れることができません。

本約款は、民法に定める定型約款に該当します。組合は、本約款の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。

また、本約款を変更するときは、変更後の本約款の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第1条（取引方法）

- 1 カードローン取引は組合の本支店（所）のうちいずれかの1か店のみで開設できるものとします。
- 2 カードローン取引による当座貸越は、この取引のために開設されたカードローン専用口座およびJ A カードローンカード（以下「ローンカード」という。）の使用による貸越とし、小切手・手形の振出あるいは引受、公共料金等の自動支払は行わないものとします。
- 3 カードローン取引による貸越金の返済は、第5条、第6条および第7条に定めるとおりとします。

第2条（貸越極度額）

- 1 貸越極度額は、カードローン契約書の借入要項（以下、「借入要項」という。）の借入極度額とします。なお、組合がやむを得ないものと認めてこの極度額を超えて貸出を行った場合にもカードローン契約書および本約款の各条項が適用されるものとし、借主は、組合から請求があったときは借入極度額を超える金額を直ちに返済するものとします。
- 2 組合は前項にかかわらず、カードローン取引の貸越極度額を変更できるものとします。この場合、組合は変更後の貸越極度額および変更日等必要な事項を借主あてに通知するものとします。

第3条（取引期限）

- 1 カードローン取引の当座貸越の取引期限は、借入要項に定める日（組合の信用事業の休業日の場合はその日の翌営業日）とします。ただし、取引期限までに借主または組合の一方から期限を延長しない旨の申出がない場合には、さらに借入要項の取引期限の延長に定める期間が延長されるものとし、以降も同様とします。
- 2 期限までに当事者の一方から期限の延長しない旨の申出がなされた場合は次によることとします。
 - ① 借主は、ローンカードを組合に返却します。
 - ② 借主は、期限の翌日以降ローンカードを使用した当座貸越はうけません。
 - ③ 貸越元利金はカードローン契約書および本約款の各条項に従い弁済し、貸越元利金が完済された日にこの契約は当然解約されるものとします。
 - ④ 期限に貸越元利金がない場合は、期限の翌日にこの契約は当然に解約されるものとします。

第4条（貸越金利息等）

- 1 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、借入要項に定める約定返済日（組合の信用事業の休業日の場合はその日の翌営業日とします。）に組合が定める所定の利率・方法により計算し、貸越元金に組み入れるものとします。また、教育ローン（カード型）の場合は、貸越元金に組み入れず、約定返済日に利息を支払うものとします。
- 2 利息の計算は平年・うるう年に関係なく次の算式により行うものとします。
毎日の貸越最終残高の合計額×利率÷365
- 3 貸越金の利息計算における所定の利率は、金融情勢、金利状況等を勘案し組合が定めたものを適用します。また、金利を変更した場合には、店頭表示、インターネットその他相当の方法で掲示するものとします。変更日以降は、変更内容によりこの契約を履行します。(追加)

4 組合に対する債務を履行しなかった場合には、借入要項に定める元利金等の遅延損害金および組合の定める督促手数料を支払います。

5 組合が一般に適用する所定の利率に比して借主に対し優遇の取扱いをされた場合には、組合はいつでもその優遇の取扱いを中止することができるものとします。

第5条～第21条（同左）

以上

（令和6年9月7日現在）